

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の診療科目の変更 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一
- 土地改良区役員就任の届出 (大河原地方振興事務所) 二
- 土地改良事業の施行の認可 (東部地方振興事務所) 二
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 二

告 示

○宮城県告示第千八十七号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年十一月二十日次の者を指定した。
平成二十年十二月五日

| | | | |
|-----|------|---------------|------------|
| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| | | 宮城県知事 村 井 嘉 浩 | |

| | | | |
|-------|-------|-----------------|----------------|
| 村田 幸生 | 外 科 | 石巻市立病院 | 石巻市南浜町一・七・二十 |
| 神山 篤史 | 外 科 | 塩竈市立病院 | 塩竈市香津町七・一 |
| 渡邊幸一郎 | 耳鼻咽喉科 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市田中百八十四 |
| 上野 誠司 | 泌尿器科 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市田中百八十四 |
| 大 徹也 | 内 科 | 公立刈田綜合病院 | 白石市福岡蔵本字下原沖三十六 |
| 黒羽 正男 | 循環器科 | 医療法人将道会 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目二・五 |
| 大原朋一郎 | 小 児 科 | みやぎ県南中核病院 | 柴田郡大河原町字西三十八・一 |
| 虻江 誠 | 内 科 | 丸森町国民健康保険丸森病院 | 伊具郡丸森町字鳥屋二十七 |

○宮城県告示第千八十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|-------|-----------|----------------|
| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 井伊 貴幸 | 外 科 | 塩竈市立病院 | 塩竈市香津町七・一 |
| 菅原 充 | 耳鼻咽喉科 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市田中百八十四 |
| 石塚 豪 | 循環器科 | 公立刈田綜合病院 | 白石市福岡蔵本字下原沖三十六 |

○宮城県告示第千八十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の診療科目に、次のとおり変更があった。
平成二十年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | |
|------|------|------------------|---------------|----------------|--------------------|
| 氏名 | 診療科目 | 障 害 区 分 | | 所属医療機関の 名 称 | 所属医療機関の 所 在 地 |
| 三浦 洋 | 内 科 | 新 | 旧 | おのだクリニツ | 加美郡加美町字 下原三十八・三 |
| | | 肢体不自由、呼 吸器、心臓 | 肢体不自由、呼 吸器 | | |

○宮城県告示第九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | |
|-------|------|--------------------|----------------|------------------|------------------|
| 氏名 | 診療科目 | 新 | | 所属医療機関の 名 称 | 所属医療機関の 所 在 地 |
| 秋保 洋 | 循環器科 | 公立黒川病院 | 塩竈市立病院 | 塩竈市香津町七 ・一 | 石巻市門脇町一 ・二・一 |
| 横道 弘直 | 内 科 | 黒川郡大和町吉 岡字西松木六十 | 大崎市民病院岩 山分院 | 大崎市長山字 浦小路四十四 | |

○宮城県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、角田隈東土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月五日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 土 井 敏

就任した者

| | | | |
|------------|-------|--------------|-----|
| 就任年月日 | 氏 名 | 住 所 | 役職名 |
| 平成二十年十一月五日 | 嶋 原 一 | 角田市尾山字山入一六番地 | 理 事 |

○宮城県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、石巻市北方土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）の施行を平成二十年十一月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十年十二月五日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 和 泉 長 衛

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
名取市杉ヶ袋字横手四十四番一及び四十四番一
地先道の一部

法雲寺

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の規定により開発許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
大和町流通平三番の一部、五番一、五番三の
一部、五番四の一部、五番五の一部、十四番の
一部、十六番の一部、二十二番の一部、二十三番の
一部、二十四番の一部及び二十六番の一部（第二工区）

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

宮城県土地開発公社

正 誤

○宮城県公報第一九九六号（平成二十年九月三十日付け）中

ページ 段 行 正 誤

| | | | | |
|---|---|------------------|---|---|
| 四 | 上 | 一 | 「自動車税 納付書兼受領証」を 兼振替払込請求書兼受領証」を 「自動車税(減額)納付書兼 振替払込請求書兼受領証」を | 「自動車税 納付書 兼振替払込請求書兼受領書」を 「自動車税(減額)納付書兼 振替払込請求書兼受領書」を |
| 三 | 下 | 行 後 二 か | 正 改 め る | 「書換え申請」を「書換申請」 と改める |

○宮城県公報平成二〇年号外第四七号(平成二十年十月二十三日付)中

張